

山口短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づき、山口短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取扱うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 公的研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公的資金を中心とした公募型資金をいう。
- (2) 配分機関とは、公的研究費を配分する機関（文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人）をいう。
- (3) 監事とは、「学校法人第二麻生学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第5条第1項第2号に定める監事をいう。
- (4) 構成員とは、寄附行為第5条第1項に定める役員及び「学校法人第二麻生学園就業規則」（以下「就業規則」という。）第2条第1項、第2項に定める教職員並びにその他関連する者をいう。
- (5) 不正とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (6) コンプライアンス教育とは、不正を事前に防止するために、本学が公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、自身が取扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。
- (7) 啓発活動とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

(責任体系の明確化)

第3条 本学内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して本学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化するために、次の責任者及び委員会を置く。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者
- (4) 研究倫理教育責任者
- (5) 不正使用防止計画推進委員会

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者で学長をもって充て、その職名を公表する。

2 最高管理責任者は、次の役割を担う。

- (1) 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行なえるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- (2) 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する教授会、理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について議論を深める。
- (3) 自ら本学内の各組織に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者で副学長をもって充て、その職名を公表する。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する役割を担う。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、本学内の各組織における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者で学科長及び事務長をもって充て、その職名を公表する。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の役割を担う。

- (1) 自己の管理監督又は指導する各組織等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、各組織内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する各組織等において、定期的に啓発活動を実施する。
- (4) 自己の管理監督又は指導する各組織等において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究倫理教育責任者)

第7条 研究倫理教育責任者は、研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つ者で学術研究所長をもって充て、その職名を公表する。

2 研究倫理教育責任者は、研究倫理についての教育・研究を実施するとともに、国内外における情報の収集及び周知を図る役割を担う。

(監事)

第8条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認を行う。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認する。

3 監事は、前2項で確認した結果について、寄附行為に定める理事会及び評議員会において定期的に報告し、意見を述べる。

(コンプライアンス教育)

第9条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。

2 コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的な受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。

3 前項に掲げる内容は、全ての構成員が遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、受講の機会等に誓約書(別記様式1)の提出を求める。

(啓発活動)

第10条 コンプライアンス推進責任者は、委員会が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

2 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を定め、周知徹底する。

(ルールの特明確化・統一化)

第11条 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、本学全体の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすい事務処理手続きに関するルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、ルールの統一を図り、全体を体系化し、全ての構成員（公的研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生等も含む。）に対してルールの周知を徹底する。

(職務権限の特明確化)

第12条 公的研究費に関する事務処理手続きは、研究者と事務室庶務課（以下「庶務課」という。）の職務権限と責任を明確に定め、本学全体の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知するとともに、業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないように適切な職務分掌を定める。

(告発等の取扱い及び調査)

第13条 本学内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出等（以下「告発等」という。）は、「学校法人第二麻生学園における公益通報の保護等に関する規程」（平成19年4月1日施行）の規定により対応する。

2 告発等による不正に係る調査の体制・手続き等は、「山口短期大学の研究活動における不正行為への対応等に関する規程」（平成29年4月1日施行）の規定により対応する。

(不正使用防止計画推進委員会)

第14条 不正使用防止の計画を推進するために、不正使用防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の者をもって組織する。

(1) 第3条に定める責任者（最高管理責任者を除く。）

(2) 会計課長

(3) 統括管理責任者が研究経験を有する者の中から指名する本学教員 若干名

3 委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

4 委員会の開催は、委員長がその都度招集し、次の事項を審議し、実施する。

(1) 本学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。

(2) 監事と連携を強化し、必要な情報提供等を行い、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行うとともに、不正を発生させる要因を把握し評価を行う。

(不正防止計画)

第15条 不正防止計画は、最高管理責任者が策定する不正防止対策の方針に基づき、統括管理責任者及び委員会が学内全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、策定する。

2 不正防止計画の策定に当たっては、委員会で把握評価を行った不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

3 各組織等は、不正根絶のために、委員会と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

(適正な運営・管理活動)

第16条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の適正な予算執行を行うために、研究者と定期的に執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認を行い、問題があれば改善策を講じる。

2 物品の購入先は、原則として本学指定の業者とし、発注及び納品時の検収は、会計課及び庶務課が行う。

3 学校法人第二麻生学園（以下「法人」という。）は、取引業者に法人の規程等（本学の規程等も含む。）を遵守させ、一定の取引実績や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書（別記様式2）の提出を求める。

4 研究者の出張計画の実行状況の把握・確認及び非常勤雇用者の勤務状況確認は、庶務課が行う。
（情報発信と共有化）

第17条 公的研究費の使用に関するルール等について、本学内外からの相談を受け付ける窓口を庶務課に設置する。

2 公的研究費の不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。
（内部監査）

第18条 最高管理責任者の直轄的な組織として委員会及び庶務課は、公的研究費の適正な管理のため、モニタリング及び内部監査を実施する。

2 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や総括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図る。また、監事及び法人の監査法人と連携を強化し内部監査の質の向上を図るとともに、公的研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

3 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、学内全体として同様なリスクが発生しないよう徹底する。

（懲戒処分）

第19条 第13条第2項に定める調査を実施した結果、公的研究費の不正行為が確認された場合は、不正行為を行った者及びその管理監督に適性を欠いた者に対し、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じ、就業規則の規定に基づき処分を行う。

（補則）

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第21条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定し、理事会で行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程（全部改正）は、令和4年4月1日から施行する。

公的研究費の運営・管理・使用等にあたっての誓約書

山口短期大学

公的研究費最高管理責任者（学長）様

職

氏名

私は、公的研究費の運営、管理、使用等に当たっては、当該研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、本学の規程等を遵守するとともに、不正を行わないことを誓います。

また、規程等に違反して不正を行った場合は、本学又は公的研究費の配分機関の処分を受けること及び法的な責任を負担することを認識いたします。

取引にあたっての誓約書

学校法人第二麻生学園 理事長 様

業者名

代表者

印

当社は、貴学園との取引に当たり、貴学園及び山口短期大学の規程等を遵守し、不正に関与せず、貴学園構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、直ちに貴学園に通報することを誓います。

また、貴学園が行う内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力するとともに、不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても、異議申し立てはいたしません。